

## 奥州市上下水道事業告示第9号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年奥州市条例第281号）第5条及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例（平成18年奥州市条例第282号）第5条の規定により、令和8年度に下水道事業受益者負担金等を賦課する区域を次のとおり定める。

令和8年4月1日

奥州市長 郷 右 近 浩

### 1 賦課区域

#### 水沢

字日高西、字斉の神、字谷地明円、字高屋敷、字五千刈、字高網、字聖天、字二反田、字釜田、字前田袋、字蓬田、字桜屋敷、字桜屋敷西、字北田、字外谷地、字笹森谷地、佐倉河字川原田、佐倉河字慶徳、真城字塚、真城字大檀、真城字雷神、真城字中道、真城字中上野、真城字町屋敷、真城字町南、真城字堤根、真城が丘一丁目、姉体町字石名坂、姉体町字北余目、水沢姉体町字庚申塚、羽田町字中袋の各字の一部区域

#### 江刺

男石二丁目、岩谷堂字御所橋、岩谷堂字二本木、前田町、大通り、愛宕字八日市、愛宕字馬場先、愛宕字梁川、愛宕字観音堂沖、愛宕字東下川原、愛宕字境畑の各字の一部区域

#### 前沢

字高畑、あすか通四丁目の各字の一部区域

### 2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。